平成２５年（フ）第３３号
京都府京丹後市弥栄町溝谷5203番地の２
債務者　竹下　　明
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第３４号
京都府京丹後市弥栄町溝谷5203番地の２
債務者　竹下　敏子
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第３９０号
神戸市兵庫区石井町３丁目３番24号　プロヴァンス壱番館102、従前の住所神戸市兵庫区中道通１丁目３番21―605号
債務者　中野　正善
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９８号
神戸市長田区若松町10丁目１番１―402号
債務者　友口幸こと　金　　幸戸
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５８号
神戸市兵庫区福原町１番５号　パオビル303
債務者　菅野又　聖
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６９号
広島市安芸区上瀬野町1080番地１
債務者　城　晴飛子
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４７０号
広島県東広島市三永２丁目15番８号　グレイスフルⅡ102号
債務者　江藤　翔太
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５１２号
広島県廿日市市宮島口東２丁目４番14号
債務者　古角　明美
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５７９号
広島県廿日市市大野3386番地
債務者　栗栖　壽代
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６３号
大分市大字下郡1595番地の９
債務者　小林　大士
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０９号
金沢市野町３丁目19番64号
債務者　吉田　明広
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１５２号
福井県鯖江市幸町２丁目６番７号、旧住所福井県越前市姫川２丁目４番84号
債務者　弓掛　良美
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６０号
福井県鯖江市大倉町第17号５番地23、旧住所福井市花堂北１丁目14番13号　ディアス花堂
債務者　野中　晃司
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
福井県丹生郡越前町丸山140番地
債務者　秦　　哲夫
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
福井県大野市神明町511番地、旧住所福井県大野市五條方第28号12番地
債務者　穴田　忠男（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９７号
山梨県笛吹市石和町四日市場823番地　エクセレントサクラダＡ112号
債務者　和泉　敬行
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
三重県津市垂水2870番地113　シャンブル南が丘Ｅ棟201
債務者　杉本　三貴
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
津地方裁判所破産係